

# 平成 22 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名	環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他</span> （自動車税）		
要望項目名	自動車の保有に係る税率の特例措置（グリーン化）の拡充及び延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車・低燃費かつ低排出ガス認定車について自動車税の税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した自動車について自動車税の税率を加重する措置について、次世代自動車の一部等を新たに税率軽減の対象とするなど所要の見直しを行い、2年間延長する。</p> <p>・特例措置の内容 （現行の措置）</p> <p>(1) 軽課：平成 22 年 3 月 31 日までに新車新規登録を受けた場合に、新車新規登録の翌年度分の自動車税を環境性能に応じて軽減。</p> <p style="padding-left: 20px;">税率をおおむね 50%軽減</p> <p style="padding-left: 20px;">- 電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車（GVW3.5t 以下は 車、GVW3.5t 超は重量車 車）・ 車かつ燃費基準 + 25%達成車</p> <p style="padding-left: 20px;">税率をおおむね 25%軽減</p> <p style="padding-left: 20px;">- 車かつ燃費基準 + 20%達成車・ 車かつ燃費基準 + 15%達成車</p> <p style="padding-left: 20px;">各基準を満たすハイブリッド自動車も軽減対象</p> <p>(2) 重課：新車新規登録から 11 年あるいは 13 年を超える場合に、それぞれ経過した年度の翌年度以降の自動車税を重課。</p> <p style="padding-left: 20px;">税率をおおむね 10%重課</p> <p style="padding-left: 20px;">- 11 年超のディーゼル車等・13 年超のガソリン車・LPG 車</p> <p style="padding-left: 20px;">電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合バス、被けん引自動車については適用対象外</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin-left: 20px;"> <p>・GW：車両総重量、：平成 17 年基準値よりも排出ガスを 75%以上低減させた自動車</p> <p>・重量車（NOx（又は PM））：平成 17 年基準値よりも NOx（又は PM）を 10%以上低減させた自動車</p> <p>・燃費基準+x%達成車：省エネ法に基づく燃費基準よりも x%以上燃費性能を向上させた自動車</p> </div>		
関係条文	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>地方税法第 147 条、法附則 12 条の 3 法施行規則附則第 5 条及び第 5 条の 2</p> </div>		
要望理由	<p>京都議定書に基づく我が国の CO2 削減目標を達成するためには、運輸部門からの CO2 排出量を平成 22 年度においては基準年比 10.3~11.9%増の水準まで削減する必要があり、このため、平成 20 年 3 月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」では、クリーンエネルギー自動車 69~233 万台の普及を目標としている。また、平成 20 年 7 月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」では、次世代自動車について、2020 年までに新車販売の 2 台に 1 台の割合で導入することを目標としている。</p> <p>また、NOx・PM に係る大気環境基準については、全体として改善傾向が見られるものの、環境基準未達成の測定局が残存しており、未達成局が存する地域についてはできるだけ早期に環境基準を達成し、達成局が存する地域においても良好な環境を維持する必要がある。</p> <p>こうした目標の達成のため、本制度により、次世代自動車等の早期普及を加速化する必要がある。</p>		
減収見込額	<p style="text-align: center;">軽課 126 (22516)</p> <p>（初年度）</p> <p style="text-align: center;">重課 - (23940)</p>	<p style="text-align: center;">軽課 118 (23600)</p> <p>（平年度）</p> <p style="text-align: center;">重課 - (23940)</p>	（単位：百万円）
外の措置	<p>・国税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- エネルギー需要構造改革投資促進税制</li> <li>- 環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の特例</li> </ul>	<p>・融資、補助金その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- (株)日本政策金融公庫による低利融資</li> <li>- 低公害車普及事業</li> </ul>	既存

22年度の要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税</li> <li>・ 融資、補助金その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>- (株)日本政策金融公庫による低利融資</li> <li>- 低公害車普及事業</li> </ul> </li> </ul>
過去の要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 13 年度に制度創設。  税率をおおむね 50%軽課： 電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・旧 かつ燃費基準達成車  税率をおおむね 25%軽課： 旧 かつ燃費基準達成車  税率をおおむね 13%軽課： 旧 かつ燃費基準達成車  税率をおおむね 10%重課： 11 年超のディーゼル車・13 年超のガソリン車（低公害車、一般乗合バスは適用対象外）</li> <li>・ 平成 15 年度に、軽課の内容を次のように変更。  税率をおおむね 50%軽課： 電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車・メタノール自動車・旧 かつ燃費基準達成車（LPG 自動車を含む）</li> <li>・ 平成 16 年度に、軽課の内容を次のように変更。  税率をおおむね 50%軽課： 電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車・メタノール自動車・ かつ燃費基準 + 5%達成車（LPG 自動車を含む）  税率をおおむね 25%軽課： かつ燃費基準達成車（LPG 自動車を含む）・ かつ燃費基準 + 5%達成車（LPG 自動車を含む）</li> <li>・ 平成 18 年度に、軽課の内容を次のように変更。  税率をおおむね 50%軽課： 電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車・メタノール自動車・ かつ燃費基準 + 20%達成車（LPG 自動車を含む）  税率をおおむね 25%軽課： かつ燃費基準 + 10%達成車（LPG 自動車を含む）</li> <li>・ 平成 20 年度に、軽課の内容を現行のように変更。</li> </ul>
本要望に対応する縮減案	